令和６年度大和市社会福祉法人指導監査実施方針及び指導監査重点事項

１　指導監査実施方針

　　社会福祉法の趣旨を踏まえ、本市が所管する社会福祉法人（以下「法人」という。）の適切な運営の確保と福祉サービスの質の一層の向上に向けて、以下のとおり指導監査を実施します。

（1）一般指導監査

　　ア　定期指導監査

　　　　法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人は、原則３年に１回の実地監査とします。さらに、会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するときは、活用状況に応じて最大５年に１回まで延長可とします。また、苦情解決への取組が適切に行われており、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するときは、４年に１回まで延長可とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 指導監査実施時期 | 事務の扱い |
| 社会福祉法人 | 原則、３年に１回 実地監査を実施 | 法定受託事務 |

　　イ　臨時指導監査

　　　　定期指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地監査を実施します。

(2) 特別指導監査

福祉サービスの利用者に対する権利侵害が認められる場合や、犯罪行為、法律・基準・定款に著しい違反が認められる等の場合、法人に対して特別に実地監査を実施します。

２　指導監査重点事項

　　法人における利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取組み、改正後社会福祉法に基づく運営体制の確保状況を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 法人運営体制の確保状況

　　○評議員、評議員会に関する事項について（就任、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）

　　○役員、理事会に関する事項について（就任、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）

　　○理事長への委任等について（理事長専決の範囲が適正に定められているか、定款施行細則従って行っているか、理事長等の職務執行状況の報告が適正に行われているかなど）

　　○会計処理に関する事項について（会計基準に沿って処理されているか、経理規程が順守されているかなど）

　　○契約方法に関する事項について（利益相反取引を理事会で議論しているか、随意契約が適正かなど）

　　○稟議書について（決裁の根拠を説明する資料が添付されているか）

　　○現金管理について（日々の現金管理体制は適正か）

　　○事業運営の透明性の向上について（情報公開に必要な書類等がホームページでの公開や備置きが適正かなど）